

平成 25 年 3 月 30 日

ワイヤレス電力伝送実用化コンソーシアム 会則

(名称)

第1条 本会は、ワイヤレス電力伝送実用化コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 本会は、マイクロ波送電を中心としたワイヤレス電力伝送のシーズとニーズをマッチングし、マイクロ波送電やワイヤレス電力伝送の実用化を加速するために、技術だけでなく、標準化や安全性、ユーザーニーズに関する情報共有を行い、また、マイクロ波送電を中心としたワイヤレス電力伝送の PR 活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の交流機会の提供
- (2) 他のネットワークとの連携活動
- (3) 勉強会、講習会の開催
- (4) 実用化研究プロジェクトへの応募支援
- (5) 本会の活動に関連する情報の収集・発信
- (6) その他、本会の設立趣旨に沿う事業

(会員)

第4条 本会の会員は、マイクロ波無線電力伝送を中心としたワイヤレス給電等の研究、開発、製造及び販売に従事又は関心を有する以下の会員により構成される。

- 1) 法人会員：下記 2)を除く法人の会員
- 2) 研究機関会員：主に研究開発を行うための、国の機関・独立行政法人・特殊法人・地方自治体の研究所・大学等の教育機関の会員
- 3) 学識会員：学識を有する個人の会員

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の手続きによって入会を申請し、役員会の承認を得なければならない。

- 2 前項により入会を承認されたすべての会員は、入会に当たり、事前に秘密保持に関する取り決め等を含む所定の誓約書を提出しなければならない。

第6条 本会の退会を希望する者は、所定の手続きにより事務局へ退会届を提出しなければならない。また、法人会員にあたっては、退会前に会員期間中の会費を完納しなければならない。

(代表・副代表・幹事)

第7条 本会の業務遂行のため、以下の役員を定める。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 幹事 若干名

2 幹事は会員の中から総会で選出する。代表、副代表は幹事の中から互選する。

(代表・副代表・幹事の任期)

第8条 代表・副代表・幹事の任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

(代表・副代表・幹事の職務)

第9条 代表は、本会の会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 幹事は代表および副代表を補佐し、会務を実行する。さらに本会の財産状況の監査の役割を担う。

(事務局)

第10条 本会は事務局を置くものとし、事務局所在地は京都大学生存圏研究所生存圏電波応用分野篠原研究室内とする。

2 事務局は、代表の指示に従って本会の事務を行う。

(総会)

第11条 本会は会員により組織の運営等に係る重要事項を審議するため総会を置く。

- 2 総会は、代表が招集を行い、少なくとも年1回開催する。
- 3 総会では以下の事項について決議を行う。
 - ・会則の変更
 - ・事業計画や報告
 - ・会計報告
 - ・役員を選任や解任
 - ・コンソーシアムの解散
 - ・その他コンソーシアム運営に関する重要事項等

- 4 総会はそれ以外にも代表が必要と認めるとき随時開催できる。
- 5 法人会員、研究機関会員、学識会員で構成し、法人会員のみが1票の投票権を持つ。
- 6 総会は法人会員の半数以上の出席をもって成立し、総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

(役員会)

第12条 本会の活動計画等を審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、代表、副代表、幹事で構成する
- 3 役員会の長は代表をもって充てる。
- 4 役員会は、代表が必要と認めるとき、随時、開催できるものとする。

(会費および事業年度)

第13条 本会の事業年度は当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 法人会員の会費は参画企業1社あたり年25万円とする。
- 3 会費は本会の目的以外には使用しない。
- 4 他の会員からは会費は徴収しない。
- 5 他の会員は本会の目的を達成するために各会員の有する学識を提供する。

(会計)

第14条 会計帳簿は事務局が作成し保管する。

- 2 会員は事務局への請求により会計帳簿を閲覧できる。
- 3 収支の概要を示す収支報告書は総会にて報告され、総会における承認決議を受ける。
- 4 総会報告時には会計帳簿や収支報告書に誤りがないことを幹事2名以上にて確認する。

(契約)

第15条 本会における活動の結果、共同研究の実施を希望するに至った場合には、法人会員、研究機関会員、学識会員所属機関の間において、別途、共同研究契約その他必要な契約を締結するものとする。

(著作権)

第16条 開示された資料に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、開示した提供者に帰属するものとする。ただし本会代表が必要と認め、かつ提供者が同意した場合には本会会員外にも資料を開示することができる。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会で審議する。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。